

便利でより良い医療を!

 山形県

令和7年度



# 山形県電子処方箋の 活用・普及の促進事業 補助金のご案内



交付には  
申請手続きが  
必要です

申請受付期間

令和7年 10月20日(月) ~ 令和8年 1月31日(土)



## 申請方法

以下の書類をご準備いただき、申請書提出先となる「山形県医療提供体制推進事業費補助金事務局」まで、事務局ホームページ申請フォーム又は郵送により提出してください。

- 1 「交付申請書(様式第1号)」
- 2 「経費所要額調書(様式第1号別紙1)」
- 3 医療提供体制設備整備交付金実施要領に基づく  
社会保険診療報酬支払基金からの交付決定通知書
- 4 医療提供体制設備整備交付金実施要領に基づき  
社会保険診療報酬支払基金に申請した資料一式
- 5 口座申出書(様式第1号別紙2)
- 6 振込先口座の通帳の表紙及び表紙裏面の写し  
(金融機関、支店名、店番号、口座種別、口座番号、口座名義人(カナ)が記載されている部分)
- 7 電子処方箋対応施設であることを医療情報ネットに公表していることが分かる書類  
(画面のキャプチャなど)
- 8 周知広報をしていることが分かる書類  
(施設ホームページの画面のキャプチャ又は広報資材を掲示している写真など)



山形県医療提供体制推進事業費補助金事務局(株式会社日専連ライフサービス)宛

郵送 〒980-8790 日本郵便株式会社 仙台中央郵便局 私書箱第200号

問い合わせ先

山形県医療提供体制推進事業費補助金事務局

県事業受託者 株式会社日専連ライフサービス

コールセンター

0570-020-083

受付時間 平日9:00~17:00 ※土日 祝祭日を除く

事務局  
ホームページは  
こちらから

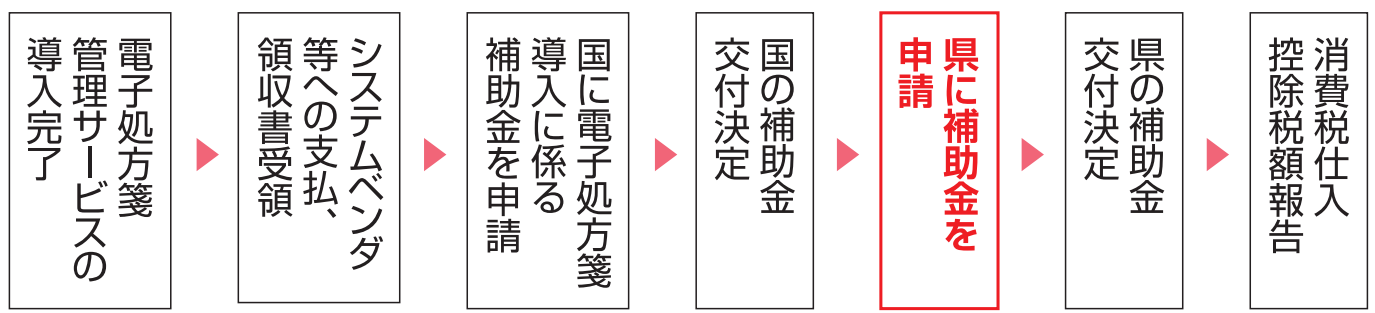


## 支給対象者

国(社会保険診療報酬支払基金)の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた山形県内の保険医療機関(医科・歯科)、保険薬局が補助の対象となります。

※令和7年9月30日までに導入完了した事業が補助対象となります。  
※令和6年度山形県医療提供体制推進事業費補助金(電子処方箋の活用・普及の促進事業)の支給を受けた場合を除く。  
ただし、令和6年度に基本機能の導入に係る補助を受け、今回追加機能の導入を行った場合は補助の対象となります。

## 申請の流れ



※国(社会保険診療報酬支払基金)については、申請から交付決定まで1か月～2か月程度かかる場合もあるため、ご注意ください。

## 申請区分、補助率、補助上限額

| 申請区分                                      | 県補助金  | 大規模病院<br>(病床数200床以上) | 病院<br>(大規模病院以外) | 診療所      | 薬局       |
|-------------------------------------------|-------|----------------------|-----------------|----------|----------|
| 基本機能部分<br>(従前補助)                          | 補助率   | 1/6                  | 1/6             | 1/4      | 1/4      |
|                                           | 補助上限額 | 811,000円             | 543,000円        | 97,000円  | 97,000円  |
| 追加機能部分<br>※既に基本機能を導入している施設。<br>院内処方機能を除く。 | 補助率   | 1/6                  | 1/6             | 1/4      | 1/4      |
|                                           | 補助上限額 | 226,000円             | 167,000円        | 61,000円  | 64,000円  |
| 基本機能+追加機能部分<br>※同時導入                      | 補助率   | 1/6                  | 1/6             | 1/4      | 1/4      |
|                                           | 補助上限額 | 1,003,000円           | 676,000円        | 135,000円 | 138,000円 |

※国と県の補助金を合わせて受け取った場合、導入費用に対する財政支援全体の割合は最大で

**病院: 1/2、診療所・薬局(大型 除く): 3/4、大型チェーン薬局: 1/2**となります!